

岩手県監査委員告示第16号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和2年岩手県監査委員告示第34号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年4月6日

岩手県監査委員 軽 石 義 則
岩手県監査委員 神 崎 浩 之
岩手県監査委員 寺 沢 剛
岩手県監査委員 沼 田 由 子

- 1 監査対象機関名 商工労働観光部観光・プロモーション室
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和2年7月3日
 - (2) 本監査実施日 令和2年8月7日
- 3 監査結果の公表の日 令和2年10月6日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、支給していなかったものが1件、130,627円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	未支給分については、令和2年8月25日に支払を完了した。 今後は、転入者及び新採用職員の住居移転の状況を一覧化し、室内で共有するなど、複数職員によるチェックを徹底し、再発防止に努める。
物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものが27件あったので、適正な事務の執行に努められたい。	備品管理一覧表については、令和3年1月12日に所管換（廃棄）手続を完了するとともに、令和3年2月9日に岩手県立岩洞湖家族旅行村の管理に関する変更基本協定書を締結し、同協定書に記載の備品一覧表の整理を行った。 今後は、備品管理一覧表と協定書に記載の備品一覧表及び現物の突合を複数職員で確認するよう徹底し、再発防止に努める。